

流山市農業委員会
平成27年第5回
総会議事録

平成27年5月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成27年第5回総会議事録

1 期 日 平成27年5月25日(月)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 7番 秋元 正
8番 山崎 日出男

5 出席委員(15名)

1番 小田桐 仙	2番 吉田 達弘
3番 岡田 長政	4番 恩田 一雄
5番 増田 正美	6番 石井 博
7番 秋元 正	8番 山崎 日出男
9番 中村 彰男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 豊島 啓行
13番 大作 榮	14番 小林 常男
16番 高市 正義	

6 欠席委員(1名)

15番 水代 啓司

7 書記名 主 事 中里 友希

8 事務局 局 長 福留 克志
次 長 山崎 哲男
次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	1
(2) 議案第22号 農用地利用集積計画の決定について	18
(3) 議案第23号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	19
(4) 議案第24号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	21
(5) 議案第25号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)・ 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の農業者等 からの意見募集について	23
(6) 報告第11号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	31
(7) 報告第12号 転用許可に伴う工事完了の報告について	32
(8) 報告第13号 専決処理の報告について	32

開会 午後3時00分

高市議長 定刻になりましたので、ただ今から平成27年第5回流山市農業委員会総会を開会いたします。

今年は暑い日が続きまして、今日も6月下旬ごろの陽気だそうでございます。そして、来月あたりからは真夏の気温となっていくというような予報も出ておりますので、十二分に体にお気をつけ頂いて、農業委員会に御協力をよろしく申し上げます。

それでは、ただ今から平成27年第5回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。なお、15番水代委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。7番秋元委員、8番山崎委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。山崎次長。

山崎次長 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧いただきたいと思えます。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」から、議案第25号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価(案)・平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の農業者等からの意見募集について」までの5議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第11号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から、報告第13号「専決処理の報告について」までの3項目について、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

高市議長 次に、議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の1頁をご覧ください。

議案第21号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成27年5月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、議案1番の権利者につきましては、流山市名都借に住所を置く法人でございます。農地転用の申請がありました土地は、流山市名都借にあります畑3筆で、転用面積は2,229平方メートルでございます。転用目的につきましては、資材置場及び駐車場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の1頁・2頁でございます。

次に、議案2番の権利者につきましては、流山市前ヶ崎に住所を置く法人でございます。農地転用の申請がありました土地は、流山市名都借にあります畑1筆で、転用面積は1,546平方メートルでございます。転用目的につきましては、資材置場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図面につきましては、議案案内図の3頁・4頁でございます。

今月の農地法第5条許可申請につきましては、以上の2件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが2件であります。本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

まず、1番ですが、移転の原因は賃貸借でございまして、転用目的は資材置場及び駐車場を建設しようとするものでございます。

権利者は、流山市名都借に本店を置く株式会社で、昭和45年に設立されています。事業内容は、土木業等で、ここ3年間の年商は1億から1億5千万円前後で推移しているということです。最近の工事については、西平井の区画整理事業や木の造成工事の関係の仕事を請け負ったということでした。

申請理由については、平成13年頃より申請地で作業を行っておりましたが、その際に転用許可を取得せずに使っており、本年2月に農業委員会からの指摘で違反状態であることに気づいたことから、是正のために申請がなされたものです。転用許可を取得せずに申請地を利用してしまった経緯としては、以前は、申請地近くの山林を購入し、資材置場として作業を行っておりましたが、騒音などの苦情が多く、少しでも

民家から離れたところで作業したいとの思いから申請地に移動しましたが、その際に農地の利用について制約があることを知らなかったため、地権者との通常の契約のみで使用してしまったとのことでした。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、JR常磐線南柏駅の北西約1.5キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、資材置場の路盤は、砕石舗装とする計画で、外周は、ネットフェンスを設置する計画です。敷地内には砕石10～30立方メートル、土100～200立方メートルの他、撤去したアスファルトやコンクリート等を置く計画です。

次に、農地違反転用対策委員会で指摘された4項目の事項への対応状況ですが、1点目の近隣住民への説明については、これまでどおり使っていきたいこと、機械の騒音については細心の注意を払うこと等を説明し、1名を除き同意して頂けたとのことでした。

2点目の、周辺農地への被害防除についてですが、まず、土砂等の流出対策については、境界を30度の法面とすることで流出を防ぐ計画です。排水対策については、雨水は自然浸透とし、用水は使用しないとのことで、特に雨水については隣接しているのが水路であったり、高低差があったりで仮に申請地から流れてしまっても被害は出ない形状の土地であるとのことでした。また、土砂・雨水共に十分問題が発生しない設計をしているが、万が一被害が出てしまった場合は責任をもって対応するとのことでした。

3点目の、始末書については、添付されております。

4点目の、市公害防止条例については、5月19日に申請書を提出したとのことでした。また、内容の審査については農地転用の許可後に行うということで、市から連絡が入っております。

また、周囲には、保育所などがあるため、騒音や防塵の対策を取ると共に、通行者や車両には細心の注意を払うとのことでした。

次に、資金計画ですが、土地賃料は月額約10万円、整備費が、約50万円で、全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

次に、申請地と道路の間には、公図上水路が入っておりますが、この水路に関しては、実態は道路になっており、道路として利用して構わないということで、市河川課と協議が済んでいるとのことでした。

なお、申請者へのヒアリングの際には、建物は建築しないこと、隣接する農地や水路へ被害が及ぶことが無いよう、細心の注意を払っていただきたいことについて指導したところであります。

最後に、本案の1番については、計画自体は問題ないものの、現地調査の際に資

材の管理方法や周辺の雑草処理等に問題があったため、総会までにこれらを是正し、時間の許す限りで計画を施工すると共に、写真付きの報告を提出してもらうと共に、終わらなかった部分については、いつまでに実施するという期限付きの整備計画を提出してもらうことを条件に、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

次に、2番ですが、移転の原因は売買でございまして、転用目的は資材置場を建設しようとするものでございます。

権利者は、流山市前ヶ崎に本店を置く株式会社で、平成23年に設立されています。事業内容は、建設機械等の中古売買、レンタル、修理等で、ここ3年間の年商は約8億～11億円前後で推移しているということです。同地番に存在する株式会社の子会社であり、親会社との関係については、親会社は解体工事を行っている会社であり、権利者は解体工事用の重機を中心とした販売等を行っているとのことでした。

申請理由については、申請者はこれまで、申請地に隣接する親会社が所有する資材置場の一部と離れた場所にある別の貸資材置場を借りて事業を行っておりましたが、使い勝手が悪いことから、親会社所有の資材置場の隣接地に自社名義の資材置場を作るため、申請がなされたものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、JR常磐線南柏駅の北西約1.7キロメートルに位置し、事業の用に供する施設や公共施設、公益的施設が連たんしている地域に介在する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

次に、事業計画の概要ですが、資材置場の路盤は、砕石敷きとする計画で、敷地内には解体重機、回送車等を置く計画です。また、外周は、隣接農地側に鋼板を設置し、出入口については、チェーンポールを設置する計画です。また、申請地では、基本的には資材は置いて顧客へ展示するだけであり、修理や洗浄等の作業は行わないとのことでした。また、顧客への展示については、概ね週に2～3社程度見に来るとのことでした。

土砂等の流出対策については、申請地は現在果樹園であり、施工の際に抜根を行うとほぼ道路と同じ高さになり、隣接農地の方が高くなることから土砂・雨水は流出しません。

また、周囲には、特別支援学校などがあるため、原則として出入りの時間は通学時間からは外れるようにするとのことでした。

次に、資金計画ですが、土地賃料は月額約10万円、整備費で、約600万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、申請地付近は防犯灯が少なかったことから、夜間の防犯対策について伺ったところ、計画図面には落としていないが、既存施設でもライトや防犯カメラの設置を行っており、申請地でも行う予定があるとのことでした。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

次に、申請地と道路の間には、公図上水路が入っておりますが、この水路に関して

は、実態は道路になっており、道路として利用していいということで、市河川課と協議が済んでいるとのこと。また、既存資材置場と申請地の間にも別の水路がありますが、こちらについては将来的には払下げを受けたいという意向はあるものの、現在は使用できないため、単管パイプによる柵を作るとのことでした。

なお、申請者へのヒアリングの際には、建物は建築しないように指導したところがあります。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案の2番については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

10番(小嶋委員) 1番ですけど、資材置場及び駐車場となっておりますが、駐車場部分については、どのような車を置くのでしょうか。

大作委員長 転用目的が資材置場及び駐車場となっておりますが、駐車場につきましては、自社の重機と、作業員さんが車で通勤される方が多いということで、通勤車両、それと自社のダンプ、そういった車を置くという説明でした。

9番(中村委員) 1番については、私どもの委員会が担当し、今回の申請となった経緯がありますが、私どもが現地調査を行ってから時が経っており、今の状況はどのようになっておりますか。

中里主事 前方プロジェクトに表示しているのが、小委員会で指摘した後の、今現在の写真です。

9番(中村委員) その写真は、先程出てなかったもので、詳しい説明をお願いします。

中里主事 委員会の中で、現地の方が多少散らかって見えたということで、指摘を行いまして、総会までには是正してもらおうということで周辺の除草をしてもらって、周りにもネットフェンスを施工して頂きました。また、完璧ではありませんが、ドラム缶等、小委員会で指摘のあった部分については、整理していただきました。また、他の部分についても同様に草刈、ネットフェンス、場内整理がなされております。

左側が是正前、右側が是正後です。多少構図が違っておりますが、ほぼ同じ方向からの写真です。

ここの部分、オレンジ色のところがネットフェンスで、下の斜面部分の草刈もなされています。

9番(中村委員) 小委員会のときはどうだったの。

中里主事 何年も放置しているような感じではなかったですが、やはり多少雑草が繁茂しているような状況でした。

高市議長 中村委員、どうですか。

9番(中村委員) 私は現地見てわかっているから大丈夫ですよ。他の方のために質問したまでです。先程委員長の話で、総会までをもって是正します、指摘事項がクリアされていなければ、念書等を交わして対処します、という理解でよろしかったですか。今回は、全部終わっているからよろしいでしょうか。それとも、まだ終わっていない点もございませうか、という一点だけお願いします。

中里主事 事務局としては、計画している図面上の施工については、完了していると考えております。最終的な判断については、委員の皆様にして頂く形になります。

高市議長 今協議しているのは1番の方ですが、2番の方はどうでしょうか。

ここも資材置場です。

9番(中村委員) 案内図の4頁見ていただいて、一点委員長に確認したいんですけど、本業は解体業者で、その重機に対して展示場という説明でよろしいですね。

私もよく知っている業者ですけど、安全鋼板で高さ2m設けると、周囲全部そういう解釈でいたら、手前に小さくチェーンポールと書かれているので、図面の赤線はどういう解釈なのでしょう。鋼板で3方向は囲むのか、1辺だけなのか、図面上だけでは確認できないので教えてください。

というのも、重機は非常に高価なものですので、盗難の可能性もあり、出入り口は必要だと思うんですけど、それ以外の部分はどうするのか、確認です。プロジェクトはカラーですけど、案内図は白黒でわかり難いので、事務局に確認したいと思います。

中里主事 まず、一番左側の部分については、記載のとおり安全鋼板を施工します。

上側については、隣接地は親会社が持っている既存の資材置場になりますので、既存で鋼板が入っております。ですので、この部分については、新しくは何もしません。

次に、右側については、委員長の方からも説明あったかと思いますが、水路が入っております。将来的には払下げを受けたいという要望があるということです。今のところは使えないため、単管パイプで仮囲いを行い、境界を区別するだけとするということです。

最後に、下側の部分については、鋼板で囲わず、チェーンポールで施錠すると共に、夜間に関しては、回送車を並べて、出入り口の盗難防止とするというお話でした。

1番(小田桐委員) 水路の更に先のところも親会社の安全鋼板になっています。

9番(中村委員) これは、下は砂利敷きですか。じゃあ、集中豪雨があったとき、雨水対策はあくまでも浸透に頼るということですか。土砂の流出はどうなっていますか。

それと、これ前面は道路だと思いますが、出入りで砂利が公道に跳ぶと思いますが、それは止むを得ずでいいということですね。通常だと、開口6メートル、奥行き6メートルは舗装にて、公道に砂利等が出ないようにすると思いますが、それはしないということ

とでよろしいですね。

現況考えたときに、搬出入する資材はかなりの重量だと思ふんですよ。砂利で持つんですか。

高市議長 道路に関しては、自分のとこで壊したりしたときは自分で直しますよっていうのは聞いています。今、ぼろぼろになっているというのはわかりませんが、前にこの隣の部分の農転出たときに、その親会社が壊れた場合は直しますよということで、話があったんですよ。

9番(中村委員) 手前が公道なんですよ。私が指摘したのは接する敷地が砂利で、集中豪雨が降っても浸透させると。ただ、土砂等の流出はどうなっているのか。

また、砂利で、出入りがあるじゃないですか。重機関係はかなりの重量なわけで、砂利敷きで出入りがどこかわからないんですけど、出入りの際に砂利ですと、急停止急発進をしなくても、跳ぶじゃないですか。そうした場合に、通常だと出入り口くらいは舗装するという指導があってもよろしいのかなと。それは皆さんがいいと言うのであればいいんですけど。通常は、開口6メートル、奥行き6メートルくらいは敷地内で舗装にしとけばよろしいんじゃないですか。そうすれば、公道に対して砂利が跳ぶとかそういうものがなくなりますので。

中里主事 入口部分についてですが、公図上水路が入っておりまして、道路管理課ではなく、河川課との協議になっておりますが、雨水対策について、碎石敷きの自然浸透ということで、担当課との協議が整っております。

また、資材置場として整備するというので、境界標が滅失した場合は復元する等、協議されております。

碎石が跳ねるといふことに関しては、明言されてないですが、協議の中で河川課の方でも図面を見ておりますので、問題無かったのかと考えております。

1番(小田桐委員) 第1小委員会の方でも、大作委員長の方から中村委員から御指摘頂いた点は、少しニュアンスは違うんですけど、指摘しています。碎石敷きなので、重い重機が入ると当然穴が開いたりしますから、穴については適宜埋めるといふ回答を頂いているのと、抜根等をするので、道路より敷地の方が低くなるので、問題ないというような説明を事業者からは聞いています。

大作委員長 私どもが一番懸念しているのは、南側農地に影響するかしらないかというのが、私ども農業委員としては心配だったんです。けど、先程小田桐委員が説明したように、栗の木を伐採しますと穴が開きます。そして転圧します。該当地は埋め立て地ですので、転圧すると沈下しますから、今中村委員が心配しているのはこちらの道路への流出かと思うのですが、そちらと高さが大体同じくらいになるということですので、それ程大きな心配する必要もないのではないかという、私どもの判断だったわけです。それと、頻繁にお客様が出入りするというわけではなく、業者が来るというのは、週に2~3社だという説明でしたので、砂利が跳ぶというということもありましたが、やむを得ないんじゃないかという判断はさせていただきました。舗装するなら舗装するに越

したことはないでしょうけれど。

9番(中村委員) 私が余計なことを言ったかもしれませんが、図面はばっちり書いてきて、展示場として上げてくるものの、そのうち行ってみたら手狭なもので、どんどん重機が入ってきて、ここで洗浄したのも、浸透させちゃったりする可能性もある。余計な心配かもしれませんが、それでいいんでしょうか。

1番(小田桐委員) それも委員長が質問してるんですよ。当然中古を買ってきて、ここで販売するために、いろいろ塗装したりしますので、それについて注意をして、向こうの回答はここでは一切解体だとか、塗装とか、洗浄とか、そういったことはしないと、そういう答弁があったので、小委員会では確認させていただいたということです。

大作委員長 それと、やっぱり一番の問題は中村委員が言うように道路の損傷ですよ。その道路の損傷については、道路管理課の方で随時確認して、是正してもらおうというようなことになると思うんですよ。

9番(中村委員) 私もよく知っている業者ですので、しっかりやってくれと言いたいわけですよ。

そういうふう言いながら、その内ほとぼりが冷めたら、重機洗わないと約束したのに洗っていたりする、最近そういう業者が非常に多い傾向でありますので、そういうことが無いようにということでもあります。

1番(小田桐委員) 今、建設的な貴重なご意見いただいたので、そういう御意見も踏まえて、議案の許可不許可の確認をすると共に、そういう第1小委員会で業者が約束しておりますから、それはきちんと守ってくださいと、そういう一言をきちんと業者に伝えと、そういうことを前提に決を取られたらどうかと思います。

高市議長 業者の方はそれなりに現地調査して見ているわけですから、その辺で道路管理課だけじゃなくて、水路の問題とかいろいろな問題が出ていると思うんですよ。その辺がどうなのかっていうことですけど、資材置場で悪い影響は与えませんということは業者が言っているんでしょう。

1番(小田桐委員) 小委員会ではそう言うけど、何ヶ月か経っちゃえば喉元過ぎてやらない可能性もあるのではないかという、御指摘があったので、そういう言葉を付けて、小委員会では言ったことをきちんと約束してくださいということを、ほんとに大丈夫かという御意見も総会で出ましたよと、そういう意見も付しておかないと業者との、許可さえもらえば何やってもいいということじゃないですよということではすね、整理して頂かないと、せっかく小委員会で指摘していることですから、また、今日総会でも御意見頂いておりますので、そういう一言をしっかり伝えと、そういうことをやって整理されたらどうかと思います。

高市議長 いずれにしても、業者がそう言っているなら確約書でも取っておけばいいでしょう。今の話ですけど、貴重な意見として言っていた、ただ時間が過ぎれば、そのまま喉元過ぎればになっては仕方ないですから。委員会としては確約書じゃないですけど、資材置場の業者にもらっておく必要はあると思います。

或いは、前にも出ているんですよ。この裏側になるのか、親会社を作ったときで

すね。その時は松戸にあったんですけど、それが道路を壊したらうちの方で直しますと、その許可の際はそう聞いておりますけど、確約書は取ってないですから、今現在ぐちゃぐちゃになっているそうで、許可出した後になってから、そうなったのかはわかりませんが、当時はそういう確約はしていたんです。それなら、許可下ろしてもいいでしょうということで許可を下ろしたんですよ。ほとんど出入りは無いからということで、委員会の中で向こうからの説明でしたから。今現在そのようなことがあるのであれば、はっきりしておかなくてはならないのかなと、私は思います。

それと、もう一つは、河川課が許可したのはどの程度のもので、河川課が水路あるが無かろうが、許可したこと自体が、同じ役所ですから、農業委員会だって河川課だって、その辺がはっきりしていないと困るんですよ。農業委員会としても、いいだろうというような、道路面に関しては、河川課の方で許可下ろしたんですよ。払下げをしようと思っているということだけど、道路までは払下げ出来ないだろうから。公道ですよ、それ。幅員何メートルですか。

大作委員長 6メートルくらいです。

公道に面している水路については、払下げは不可能だと思います。

話に上がっているのは右側にある水路の払下げです。

高市議長 道路側の水路っていうのは、どうなっているの。

大作委員長 道路と水路を含めて、現状は道路となっていて、赤杭が入っています。6メートルから7メートルというのは、水路込みの幅員です。

高市議長 6メートルから7メートルもあるなら通行するには問題ないですけど。

9番(中村委員) 水路として形は無いんですよ。

高市議長 問題はそれだ。その部分を回送車両の待機所にするって話ですよ。そうすると車両をもって区切りとするような形になるんじゃないですか。それもおかしいですよ。

1番(小田桐委員) チェーンポールはします。

高市議長 そうですけどね。

チェーンポールは出入り口だけですよ。

1番(小田桐委員) 全面です。

高市議長 全面やるなら車停める必要はないんじゃないですか。

1番(小田桐委員) 盗難防止ということで、そういった対応にしています。

9番(中村委員) 1点確認したいんですが、チェーンポールというのはただのポールにチェーンしただけのもですよ。それではよろしいんですかと。手前公道で、境に重機を置いて、盗難防止をするという、事業者からの説明があったということで、それであれば鋼板付けたらいかがですかと思うのですが。事業者としても多分にお金はかかりますが、将来的なことも考え、高さ2メートルとはいかないまでも、前面くらいは防犯上考慮した方がいいと思います。安全確保として1点指摘させていただきます。チェーンポールでは簡単に出入り出来てしまいます。跨げば入れます。

高市議長 前に、ここじゃなくてその親会社がやった時には鋼板で閉めて中が見えないと、いたずらされたら困るということで、間開けながら防犯上の問題も含めて、そういうふうはこの前はしたと思います。

1番(小田桐委員) ちょっと整理をしなければいけないんですけど、農業委員会としてどこまで議案としての対象として見るのかというものが、まずひとつあるのですが。

中村委員から御指摘頂いた、砂利敷きに伴って砂利が跳び出す、また洗浄しないと約束していたけれど、何年か経てば洗浄を始めてしまう、といったことを含めて整理するというのがひとつと、もうひとつは道路に沿っていますから、確かに安全鋼板をやるに伴ってのリスクとチェーンポールによることによるリスクと両方あるんですよ。特別支援学校等もありますから、チェーンだと連れ込みが可能なので。そういう点も含めて、安全上の問題もいろいろ、リスクとメリットそれぞれの施工の中身であると思うんです。

それらを含めて、農業委員会としてどういうことを事業者伝えるのかということ、委員会で御指摘頂いたことを含めて、それを付して、後は業者が紳士的にそれを守るか守らないかですけど、そこは紳士的なものにするのか、議長が言われたような書面にしてやるのか、いろいろあると思うんですけど、そこを整理していかないと、何が何だか分からなくなってしまうと思うんですよね。

高市議長 先々、時が過ぎればそういう状況になるんじゃないのかという危険性があるのであれば、やはり委員会として、業者の方と書面を交わしておいた方が間違いないと思うんですよ。業者に言って、洗車もしない、何もしないと、その辺を事務局からも話していただいた方がいいと私は思います。何かあったときに書面があればそれなりの補償もして頂けるわけです。

道路の関係は、公道ですから私たちは関係ないですけどね。これは道路課でそうならなければそれなりの判断するはずですよ。

農業委員会としてはそういう形でどうですか。書面を頂いて、もし先行きやるということになったんだったら、今までの小委員会が一所懸命努力して頂いたものも水になっちゃいますから、そうして頂いた方がよるしいんじゃないかと思います。

9番(中村委員) 今、小田桐委員が仰ったように、私どもが提案したこと、また、委員会でも議論したわけで、そこでこれでよしとなって、後は総会でということになって、皆さんが別にいいんじゃないのとなればそれまでですが、ただ、その点を指摘し、総会で認めることの条件とする。委員会では許可相当となったまでも、そういう条件を付けるのはどうでしょうか。業者を信用してそこまでやることはないよという意見もあるだろうし、その辺まで踏まえて、総意を諮ってもらえればなと思います。

高市議長 いずれにしても、今中村委員が指摘したような点では、やっぱり書面をもらっておいた方が間違いないと思うんですよ。ただ一筆書いてもらえばいいだけです。それでも、問題のあるような状況が出たときには指摘するしかない。そういうことでどうでしょうか。

大作委員長 計画では、この道路に沿って縦断的に車両を停めます。回送車両の待

機場所として、図面では3台ほど並んでおりますけれども、ここに今中村委員が安全鋼板をやったらどうかというお話でしたけれども、そうしますと、縦断的に駐車は不可能なんですね。そういうことも含めて事業者は計画と思うんですよ。チェーンポールなら取り外し出来るんですよ。そのメリットデメリットもあると思うんですよ。鋼板ですと、中が見えないです、今は透明なものもありますけど、それだったらいいんでしょうけど、チェーンポールでもさほど、縦断的なものをやれば、車両を止めれば、盗難は無いと思うんですよ。その辺を含めて業者の方は考えていると思うんですけどね。その辺まで含めて議論した方がいいんじゃないかと思います。入口についてはチェーンポールでもそんなに問題は無いかなと思うんですよ。中が見えますから。鋼板でやっちゃうと車が縦列で止められなくなっちゃうんですよ。それはしょうがないかなというふうに私は考えてます。

ただ、先程の油の洗浄とか砂利が飛んでしまう、道路の破損とかそういうものについては、確約書を取ったらどうかという話ですけど、それは私はその方がいいと思います。そういう条件で委員の皆様方に賛否を取るといって先に進めていただきたいと思います。

1番(小田桐委員) 業者が覚書交わしたくないって言ったら、じゃあ許可出さないのかっていう話にもなってきませんか。

7番(秋元委員) さっき小田桐委員が言ったように、農業委員会としてどこまで言えるのかというのが気になります。まず、道路壊すという問題は道路課のところに対応すると思うんです。農地を無くさないように農業委員というのがあると思いますけど、それに対して、さっき小田桐委員が言ったように、どこまで農業委員の発言力があるのかなと疑問なんです。議長が言ったように、書面取るのはいいことだと思うんだけど、向こうでそれは駄目だと言われたときに、じゃあ許可しないと言えるものなのでしょうか。

高市議長 実際には秋元委員が言うように、農地に関しての転用ですから、その面積部分に関しては農業委員会としては許可する必要があります。その先行きのことは、どうするというのは、正直申し上げて確約はなかなか取れないです。それは土地に対する農業委員会としての許可をするかしないかの問題ですから、その先の問題で鋼板にしるとかいう所までは、本来であれば委員会としては言えない所なんですよ。先行きはそうであろうけど、実際問題とすれば、その農地に対する問題を許可するかしないかのことが農業委員会の範疇なんです。

1番(小田桐委員) 問題の整理の仕方として、当該事業者は今回申請されている土地の左側の部分もいずれ取得したいという意向を表明されていますので、今回については農業委員会の総会で、中村委員や小委員会に出されている御指摘や御意見をしっかり伝えてしっかり守るようとか、安全対策もしっかりやってくれとか、洗浄しないと言ったことを守るようとか、もし砂利が公道に出るようなことがあればきちんと整理しなさいよとか、そういった意見をきちんと伝えて、それを守らなかったら南側の農地転用の時にはまた揉めますよと、そういう業者として約束したこと、御指摘頂いたことを守るよんというのを伝えて、相手の紳士的な姿勢を見て、そして、もし変なこと

をやっているということがあれば、それは当然南側の農地転用の時にはそう簡単には農業委員会で許可出来ないよと、そういうたがをはめられて頂いた方がいいのではないかと。

そして、文書となると、農業委員会で確かにその言葉で担保はあるんですけど、業者が駄目だと言われたら、もう一回ここに戻ってくるのか、そういうことの整理も必要だと思います。今後、そういうことについては、文書で出すのか出さないのかということも、今回いい例だと思いますので、それは各小委員会で議論のときに揉んで頂くとして、今回の総会については、少なくとも口頭で伝えておくと、このような整理で許可の賛否を取るということかなと思います。

高市議長 今言ってた左側の方は鋼板で張っちゃうんじゃないんですか。

9番(中村委員) 次の事業計画がありということですか。

高市議長 あるんだったらなんでこちら側を鋼板で塞いちゃうんですか。

1番(小田桐委員) それは農業委員会としての指導なんですよ。隣が農地ですので、農地に影響しないように、事前協議の中で2メートルの高さの安全鋼板を付けてるんです。当然隣の農地についても、事業者は取得できないかという打診をしてるということで、小委員会で表明をして、引き続き農業をやりたいという地権者の意向があったので、農業委員会からすると当然隣地の農地に影響しないことが一つの基準なんです。だから農地転用自体が正しいのかということが柱になってると、隣の農地に影響しないことをもう一つの柱として小委員会でも審査をさせていただきました。

高市議長 そこまで審査して頂いているのであれば、許可を出すときに、今の南側ですけど、先にそういう意見もあるのであれば、それを口頭で伝える、やはり文書は出さなと思うんですよ。だから口頭でも、それらしいことをはっきりと、こうしないと次は許可出しませんよとか、委員会としてのそういう形をしていった方がよろしいのかなと、私はそう思います。

ですから、先行き事業を拡張するんだとか、そういう意味があるのであれば、事務局の方でそれなりに話しておいていただきたい。それでは、そういうことで賛否とりますか。

14番(小林委員) せっかく次の事業計画があるっていうんだったら、逆にここで問題点があると一筆入れておいて頂いて、やれるならそっちの方がいいと思います。

先方がどうしても嫌だというのであれば、今言った指摘事項を申し入れておいて、次回の議案が上がった時には、逆にこちらが強く出るというような形にしておいた方がいいのではないのでしょうか。ですので、一筆書いておいてもらった方がいいと思います。

高市議長 だから、なかなか一筆を書くということ自体、先の計画があっても書かせるのは大変なことなんです。委員会として書かせるようなことになりますから。

14番(小林委員) 自分は洗淨をしないと、先方がそれだけ言っているのであれば、そのとおりなので、書くのはやぶさかではないと思うんですけど。

高市議長 先行きの話ですから、今現在の話で止めておかないと。次の話は委員会で出てきたときにして、やっぱり総会は今回の出たものに関しての審査しかないと思うんですよ。

14番(小林委員) 私個人の意見としては、今回許可相当にする条件として、そういうことはやらないと、こういうことはしますと、そういうような条項を入れておいてもらえれば、それで何ら問題は無いと思うんですけど。

高市議長 今までの例で、私も農業委員会で長いことお世話になっておりますが、一筆書けというのはなかなか大変なことなんですよ。

14番(小林委員) 今まで、私の知っているだけでも何回かそういうことはあったと思います。

高市議長 先行きのことも耳にはしたけど、それはまた別問題だから、今回の内容だけ審議すればいいんです。私はそう思います。今回出てきた範疇のものをここで、委員会としての審議をすればよろしいんじゃないかと思うんです。

一筆書いてもらうなら、そのような形で事務局から、今回は許可はしますけれども、そういう形で前に小委員会でお約束した、洗浄したりすることは一切しませんというような一筆をもらいますか。

9番(中村委員) 議長の話はそれとして、各委員さんもそれぞれ意見あるでしょうから、一度ちょっと聞いていただけますか。

高市議長 それでは、小田桐さんはいろいろ発言してるから、吉田さんからどういうようなさばき方をするか、一言お願いします。

2番(吉田委員) 私も第1小委員会で現地確認行き、やはり砂利敷きで対応出来るのかなという心配もあったんですけど、碎石を20センチメートル入れるということで、かなりの厚みで、それに対応出来るという説明だったので、理解しました。

洗浄についてもその時のお話ですと、あくまでも展示場で洗浄はしないということで、その時もヒアリングのときに質問させていただいたんですけど、そういう回答でしたので、それで許可相当というふうに判断させていただいたんですが、確かに増田さんが言われるように、道路は端の方が壊れてましたので、これは問題かなと私も思っております。その部分は農業委員会とは別なかなと思っております。

結論としては、一筆頂くかどうかですよね。

高市議長 吉田さん現地見ているんだから、見ていただいてその状況だとか、小委員会の皆さんわかっているはずですよ。

2番(吉田委員) できれば一筆もらっておいた方が安全かなとは思いますが、今後どのような影響が出るかは難しいところだと思います。

高市議長 とりあえず、今中村さんが仰るようにひとりずつ皆さんの御意見を伺いたいということですから、次、岡田さんお願いします。

3番(岡田委員) 私も現地見えています。それで、先程いろいろ意見もありまして、確かに重機を使って、話では、洗浄は全然やらないというふうな意見もあったんですけど、

先行きそういうことも守っていけるのかという疑問も確かにありました。それについて、許可するときに条件の中にそういった文言を入れるというのは、実際に法的に出来るのかどうか。そこは私もわからないので、出来ませんということであれば、口頭で絶対だめですよとお願いするしかないと思います。

高市議長 次、恩田さん。

4番(恩田委員) 自分は、この前ヶ崎の現場の場所がちょっとわからないので、何とも言えないんですが、皆さんの意見を聞くと、隣に農地があって、碎石を敷いて石が跳ぶとか、そういう状況ということですので、現場を見てないのでちょっと何とも言えないんですが、一筆取るというのにも必要だとは思いますが。

高市議長 増田さんお願いします。

5番(増田委員) ヒアリングのときの相手方の意見を、農業委員会としてはある程度信用して取り扱うしかないと思うんですよ。それで一々念書だなんだってなると、これからの恒久転用の案件全てに念書もらうようになってしまいませんか。

高市議長 ですから、今までそういう形の中から委員会としての念書を取ったというのはあまりないですよ。今増田さんが言うこともわかりますよ。念書を取るというのは、前に前歴があったとかそういう所は取りますよ。

それでは、石井さんどうぞ。

6番(石井委員) 私も、総会で貴重な意見が出ていますので、いいことかなとは思いますが、現地視察をされた小委員会の皆様の主張っていうのが大事だと思うんですよ。総会でこのような意見が出ましたよという口頭くらいで、小委員会の意見を尊重したいと思います。

高市議長 次、秋元さん。

7番(秋元委員) 自分は小委員会としては出ていないんですが、中村委員が言ったように、碎石でやるんだったら出入りのところくらいは舗装ということで先程言っておりましたが、安全のためにといえばそのくらいは農業委員会でも言っているのかなと思います。その上で、念書までは必要ないと思います。

高市議長 どうぞ、山崎さん。

8番(山崎委員) 先程秋元さんが言って、中村委員も指摘していたように、砂利の件は農業委員で許可相当とするには、言うべきことは言うんでしょうけど、そちらは担当課の方とやっていただいて、農業委員会として一番問題なのは洗浄とか、分解したときに農地に油とかが漏れるっていうのが一番重要だと思うんです。そのことの本約書までは頂かなくても、言っていた方がいいと思います。

高市議長 次は、中村さんは飛ばして小嶋さん。

10番(小嶋委員) 私も現地を見たわけじゃないのでわからないんですが、そういう砂利が跳んだりだとか、そういう問題は農業委員会としても伝える必要はあるかなと思います。

高市議長 じゃあ次、小倉さん。

11番(小倉委員) 私も、第1小委員会で現地を見に行っ、ヒアリングでもちゃんと

そこは販売を目的で、解体とか洗浄とか塗装とかというようなことはしない、あくまでも買う人が見に来る展示場ということだったんですね。

それで、今栗山になっていて、抜根して沈下するじゃないですか、最初は碎石で埋めて、元が田んぼだったとのことで、どんどん沈下していくと思うので、その後どんどん碎石を重ねていくというのが、業者の意見だったんです。

ヒアリングで洗浄などは行わないということも聞いてますので、今までのこういう案件のときも、ちゃんとヒアリングでそういうことを聞いたものをそうですねと信用するしかなかったと思うんです。ですので、ヒアリングで聞いたことをきちんと守ってくださいというお願いはいいと思いますが、念書取った方が安全は安全でしょうけど、そこまではいいんじゃないかなと思います。

高市議長 豊嶋さん。

11番(豊嶋委員) 私も見たわけじゃないんですけど、さっきの話で確約書とることでしたが、申請の業者を信用して、もし何かあったら今度は絶対に許さないということでもいいと思います。前の道路に面したところが鋼板じゃなくてチェーンポールにするっていうのも、ある程度事由があってこういう結論にしたんじゃないかと思うんです。だからある程度業者を信用してあげて、作業しないとか言っているわけですから、だったら確約書は取らなくても、何かあったらバシッと行ってあげた方がいいと思います。

高市議長 今の皆さんの御意見を聞きますと、販売の陳列場なんですよ。ですから、その中で振り回したりすることは無いように感じたんですが、ただ陳列場であればそんなに問題は無いのかなとも思いますし、後は今いろいろ話の出ています、洗浄や油の、現在農業やられている隣の農地へ流れ込むようなことの無いように、そこじゃやりませんよというような話はあったはずですよ。それであつたらそんなに問題は無いのかなと私は思います。ただ、陳列場としてやっていくのと、重機が絶えず出入りするのではまた違ってきますよ。いかがなものでしょうか。

9番(中村委員) 私の発言で、かつてない長時間となつてしまい申し訳ないと思っている次第でありますけど、第1小委員会の皆様大変お疲れ様でございました。第1小委員会の皆様は、現地を確認し、業者からヒアリングをして、これなら十分に許可相当と出来るなということで総会に上げていただいたということで、深く感謝申し上げる次第であります。

その中で、総会にはお諮りするということでもありますから、皆さんそれぞれ委員さんですから、その辺を御理解いただきたいのと、農業委員会とは何ぞやと、ここは田んぼであり、畑であり、農地ですよ。これを農業委員会として資材置場にすると、それに対してこういう使い勝手にすると、それで、色々安全面等々、やってきているわけじゃないですか。それに対して許可相当出すには、何点か言えることは、まず、安全確保にしても出入りにしても、許可する代わりに、許可条件にこういう文言を入れて許可相当とするということで、総会で許可相当出ましたとしていただく。

また、確約書を、議長いわく前例ないということですが、そういうものを入れていただいて、許可相当ということでない、なかなか時間を要するなということでございます。そのような私の考えでございます。

私が一番心配することは、公道に面したところですので、安全面確保してほしいなと、扱うものが扱うものですよと、ヒアリングでは皆さん格好いいことを言います。でも、いざとなったらどうですか。過去の前例見ても、その時だけ許可取ればいいという。それは、あくまでも申請者のモラルの問題でありますから、それはそれとして、しっかりやってほしいなということ、そういうことを付けて許可相当としたいなと思う次第であります。そういうことで、最後小田桐委員にまとめていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

1番(小田桐委員) 今、中村委員が仰ったとおりだと思ひまして、小委員会で出た意見と、総会でさらに複眼で見て御指摘頂いた声は、今回のケースも他のケースも含めて、しっかり口頭で伝えていただくということがまず第一なのと、覚書を交わした方がいいんじゃないかという話もありましたが、覚書を交わす場合は、小委員会で文章まで決めて相手の承諾も得た上でやっていかなければいけないと思っています。ですから、そもそも覚書を交わす事例が他にあるのかとか、どういうものが農業委員会としての役として相応しいのかとかは、事務局できちんと整理をして頂かないといけないなと。今回、3回目となりましたので、第2、第3も含めてこういう総会での御指摘に真摯に耳を傾けて、しっかり農地の保全に活かしていきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

高市議長 意味はよくわかりました。ただ、小委員会が3小委員会に分かれていて、委員会の皆さんで全部自分たちの目を見て、みんなで審議してこの総会に上がってきてるわけですよ。ですから、ここで揉めると或いは5名いらっしゃる小委員会の皆さん5名の意見がみんなバラバラなのかと思ったりしてしまうんですね。後、事務局と議論は十二分にした上で総会に持ってこられたんだらうと私は思うんですよ。

1番(小田桐委員) 御指摘頂いたことは、大作委員長も指摘されてるんですよ。指摘されてるけれども、その業者の答弁をどういうふうに見るのかと。当然総会で他の小委員会の方々が意見を言うのは当然だし、その意見に道理があればそれもきちんと総会の総意として相手の業者の方に伝えて、こういうことが指摘されてますよと、小委員会でお約束したことは守ってくださいよと、口頭できちんと注意をします。当然事務局から、そんな不安があったら覚書を書いてもらいましょうという話が無ければ、そういう経験を持っていれば違うでしょうけど、そういう経験が無ければ、小委員会の中では指摘・注意しか無いんですよ。そうではなくて、高市議長の方で、千葉県の事例もいっぱい知ってらっしゃるでしょうから、こういうことやってるらしいよということを還元して頂いて、小委員会の議論も更に上げさせて頂いて取り組むけども、今回の議案については、総会や小委員会で御指摘頂いたこと、総会の質疑で業者が約束したこと、ちゃんと守ってくださいよと、そういうことをちゃんと注意して頂いて、議案の許可をする

と整理して頂かないと、小委員会の性質がどうかという話になってくると、また話が複雑になってしまうと思うのですが。

高市議長 だから、この件に関してはですね、第1小委員会の皆さんがお骨折り頂いて、一応現地も見てきているわけですから、後は許可相当になるかどうか、これはわかりませんよ、これから諮らないと。諮ってみた上で、御意見が出ましたら、また一ついろいろ協議していきたいなと思っております。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 他に質疑無いようですので、今お話のあったように、これより採決を行います。採決を行って、今まで農業委員会としていろいろな問題が出ておりましたけれど、この議案第21号について、皆さんの中には条件を付けてとか諸々あると思うんですよ。大分時間も経過しておりますので、その分お知恵を拝借することが出来たのではないかと思います。この、業者との約束においては、今までの賛成の方は挙手をお願いするわけですが、条件の中で、事務局の方から口頭で伝えていただくという方向で行きたいと思っておりますので、これで採決を行います。議案第21号について、原案のとおり、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって、議案第21号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

それで、今原案のとおりということですが、事務局の方からお話のあったような件に関しては、業者の方にそのようなことを、口頭で結構ですからお伝え頂きたい。

以上でございます。

9番(中村委員) 一点だけ、前面の公道に対しての安全施設だけは強く指摘して頂きたい。

高市議長 委員会の方は、前の道路に関しては合わせて業者に話して頂きたい。

1番(小田桐委員) 安全というのは道路のですか。

9番(中村委員) そう。前面のです。これは完全にちゃんとしたものを設けると伝えてください。

1番(小田桐委員) 道路の補修のことじゃないわけですね。

9番(中村委員) 安全施設を設けるという話です。

1番(小田桐委員) チェーンポールじゃなくて、安全対策をきちんとしてくれっていうことね。だから道路の補修のことを言ってるんじゃないということですか。

高市議長 道路補修じゃなくてチェーンポールだつて。

9番(中村委員) 写真撮るのでちゃんとばっちりやれと伝えてください。

福留局長 チェーンポールじゃなくてってことですか。

高市議長 チェーンポールじゃなくてじゃなくて、チェーンポールのしっかりしたものをやってもらいたいということなんですよ。

9番(中村委員) 違います。

7番(秋元委員) 中村委員、さっき委員長が言ったように、トレーラーの出入りがある

から、やっぱり隠れちゃうとまずいんじゃないの。

9番(中村委員) それは業者の勝手ですよ。許可相当にするんだから、我々がきちんとやらないといけないでしょって、付帯条件付けるの当たり前なんですよ。

高市議長 チェーンポールの方、一応しっかりしたものにしてもらいたいと、口頭でいから伝えてください。

それでは、21号はこれでいいですね。

高市議長 次に参ります、議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

(午後4時32分 小田桐委員退室)

山崎次長 議案書の2頁をお開きください。

議案第22号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成27年5月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月は更新に関するものが1件であります。

議案1番の権利者につきましては、流山市平方にお住まいの方で、職業は農業です。

移転の原因につきましては使用貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田4筆、面積、920平方メートルです。

利用権の設定期間につきましては、更新により6年間です。

本件の議案案内図につきましては、5頁にございますので、合わせてご参照いただきたいと存じます。

今月の農用地利用集積計画につきましては、以上の1件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

大作委員長。

大作委員長 議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、更新が1件で、本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は68歳でございます。農業従事者は2名で、年間300日程度従事しております。

次に、申請地につきましては、耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第22号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第22号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第23号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の4頁をお開きください。

議案第23号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成27年5月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

議案1番と2番につきましては、申請者が同じ方であり、関連がありますので、一括して説明いたします。

初めに、申請者につきましては、野田市上花輪にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市前ヶ崎の畑3筆で、合計面積は132平方メートルです。

変更後の地目につきまして、議案の1番は宅地、議案の2番は雑種地でございます。本件につきましては、土地登記簿上の地目はそれぞれ畑となっておりますが、現況は住宅用地の一部及び駐車場用地として、20年以上経過しておりますことから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。

本件の議案案内図につきましては、6頁にございますのでご参照いただきたいと思います。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の2件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第23号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、2件でございますが、関連がありますので、一括して御報告させていただきます。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

申請地はJR常磐線北小金駅の北北東約1.6キロメートルに位置している土地で、地目は畑、現況は宅地の一部とそれに付随する駐車場の状況となっております。

また、申請地は、平成18年に相続により取得した土地ですが、昭和63年12月に当時所有していた申請者の父親が農地法の許可を取得せずに実質的な売買を行い、購入者が住宅を建築しております。しかし、農地転用の許可を取得していないため、所有権移転登記を行うことが出来ず、現在は仮登記が設定されている状態ではありません。

今回の願出書の提出に当たっては、平成4年10月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものであります。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、宅地の一部として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

14番(小林委員) この土地については、申請者と地図に書かれているお名前が異なっていますが、この地図の方が今仮登記している土地なんですか。

田村次長補佐 自分の方でお答えします。今回の申請地につきましては、先程の委員長報告にありましたとおり、現在こちらに建物がある方が、お住まいになっており、その方の仮登記がついている状況であります。今回、地目変更登記することによって、農地から農地以外に変わりますので、その後本登記で所有権移転するという手続きになるかと思えます。以上です。

14番(小林委員) 要するに、申請者が元々土地を持っていて、地図の方が宅地とし

て購入して仮登記したというような形で理解していいですか。

田村次長補佐 はい。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第23号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第23号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第24号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の5頁をご覧ください。

議案第24号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

平成27年5月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

議案1番と2番の相続人の関係は親子であり、それぞれ同じ申請地を持分6分の1相続することから関連がありますので、一括して説明いたします。

今回、相続人から引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるため、証明願の提出があったものであります。

はじめに、議案1番及び2番の相続人は流山市大字中野久木の方で、相続開始年月日は平成26年5月28日です。

納税猶予の願い出がありました土地は、流山市美原2丁目及び中野久木にあります畑14筆、面積9,147平方メートルで、市街化区域内にあり、生産緑地地区に指定されている農地であります。

本件の議案案内図につきましては、7頁にございますので合せてご参照いただきたいと思います。

今月の納税猶予に関する適格者証明願につきましては、以上の2件です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第24号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

今月の案件は2件ですが、同一の土地に関する案件でありますので、一括して報告させていただきます。本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

被相続人は、昭和10年生まれで、平成26年5月に79歳で亡くなられた方でございます。相続人は、被相続人の配偶者で昭和9年生まれの80歳の方と、被相続人の長男で昭和35年生まれの54歳の方の共有で、2名とも専業農家の方でございます。

本案は、引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものです。

農業従事者につきましては、実質的には申請者お二人であります。

申請地は、一部にネギ等が作付されている他、残りは耕起済みとなっております。今後はエダマメを中心に、トマト、ナス、ピーマン、ジャガイモ等を作付していく予定とのことでした。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

5番(増田委員) お二人の持分が6分の1ずつで、残りの6分の4というのはどこに行ってしまうんですか。

山崎次長 元々、この場所については3人の方で所有しておりました。旦那さんと、奥さんと、息子さんということです。今回、被相続人の方は奥さんで、その方の所有していた3分の1を、お二人の方に6分の1ずつ相続するという形で、3分の1の分を旦那さんと息子さんにということで、6分の1、6分の1となっております。

5番(増田委員) 元々3人の共有名義だったということですか。

山崎次長 そうです。その内奥さんが亡くなられたということで、残りの2人が引き継ぐということです。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第24号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第24号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第25号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)・平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の農業者等からの意見募集について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の7頁をご覧ください。

議案第25号

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)・平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の農業者等からの意見募集について

平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を次のとおり策定し、地域の農業者等から意見及び要望等を募集するものとする。

平成27年5月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

本案につきましては、国から出されております「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に基づき、毎年策定を行っているものであります。これは、平成21年度から実施しております。

本案の策定につきましては、本日の総会開催前に、総合農政検討委員会を開催いたしまして、平成26年度の点検評価(案)と27年度の活動計画(案)について御審議いただき、その原案を策定していただいたものであります。

お手元に(別紙様式1)と(別紙様式2)というものがあると思います。

この別紙様式1につきましては、平成26年度の点検・評価に関するもので、この中では大きく分けて三つの項目に分けられております。

まず、1頁から5頁につきましては、「法令事務に関する点検」、6頁から7頁につきましては、「法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価」、そして8頁から11頁につきましては、「促進等事務に関する評価」の三つの項目に分けられております。

それでは、最初に1頁をご覧いただきたいと思います。1頁からは、「法令事務に関する点検」についてですが、これは農業委員会の判断の透明性や公平性についての点検を行うものであります。

この内、初めの1頁にありますのは、「総会等の開催及び議事録の作製」についての点検・評価で、総会開催日の周知は図られているか、議事録は正確に作成されているか、また、情報公開は図られているか、などを点検するもので、いずれも適正に

事務が行われているものとなっております。

それでは、1頁に記載の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、総会等の開催及び議事録の作製ということで、(1)総会等の開催日・公開である旨の周知状況、アとして周知している、そして周知の方法ですけれども、告示による周知のほか、市ホームページにおいても開催日程を掲載し、広く周知を行った。改善措置は特にありません。

(2)の総会等の議事録の作製、作製している、作製までに要した期間は、21日ということで、改善措置については特にありません。

(3)の議事録の内容、詳細なものを作製している、改善措置については特になし。

(4)議事録の公表、これについては公表しているということで、公表の方法は市ホームページで公表しております。

以上でございます。

次に2頁をお開きいただきたいと思います。2頁からは、「事務に関する点検」についてであります。 (1)については、農地法第3条の許可について、中段の(2)については、農地転用について、次に3頁の(3)については、農業生産法人からの報告について、3頁の中段の(4)については、農業者の方などへの情報の提供について、最後に4頁については、農用地利用集積の決定について、です。

「事務に関する点検」につきましては、以上の(1)から(5)までの5項目について、公平、適正に事務が行われていたか、などを点検するものであり、この各項目につきましても適正に事務が行われているものとなっております。

次の5頁の(5)の欄に、グレーになっているところがあると思うんですけど、ここに農業者等から意見を頂いて、あればこの欄にそれぞれの意見を集約して記載するというような形でございます。

それでは、2頁から4頁の記載内容について、ご説明させていただきます。

2頁をご覧ください。事務に関する点検ということで、(1)農地法第3条に基づく許可事務でございます。1年間の処理件数は4件、うち、許可件数も4件でございます。そして、点検項目でございますが、事実関係の確認ということで、実施状況につきましては、事務局による申請書類の審査後、小委員会を開催し、農業委員及び事務局職員による現地調査並びに申請者に対するヒアリングを実施している、是正措置については特にありません。総会等での審議につきましては、実施状況は、総会の審議に当たっては、小委員会の審議経過並びに可否の判断に至った許可基準の根拠を小委員長報告の中を含め、審議を行っている、是正措置は特になし。申請者への審議結果の通知について、実施状況は、申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数ということで、これは上段の記載と同じ4件となっております。下の、審議結果の公表実施状況ですけど、議事録に記載のうえ、市ホームページで公表している、その下の処理期間ですけど、実施状況ということで、標準の処理期間が申請書受理が

ら21日、処理期間も平均21日ということでございます。それぞれ、是正措置はありません。

(2)につきまして、農地転用に関する事務ですけれども、1年間の処理件数は34件であります。事実関係の確認につきましては、事務局による申請書類の審査後、小委員会を開催し、農業委員及び事務局職員による現地調査並びに申請者に対するヒアリングを実施しております。次に、総会等での審議、総会の審議に当たっては、小委員会の審議経過並びに可否の判断に至った許可基準の根拠を小委員長報告の中に含め、審議を行っている。審議結果等の公表は、実施状況ということで、議事録に記載のうえ、市ホームページで公表している。処理期間ということで、実施状況は、標準処理期間が申請受理から42日、処理期間については平均40日ということで、それぞれ、是正措置については特にありません。

次に、3頁をお開きください。(3)農業生産法人からの報告への対応、農業生産法人からの報告について、管内の農業生産法人数は現在3法人でございます。うち報告書の提出を頂いている法人数は全てであります、3法人でございます。農業生産法人の状況でありますけれども、農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数については、0でございます。

次に、(4)情報の提供等、賃借料情報の調査・提供、実施状況ですけれども、調査対象賃貸借件数が121件、公表時期が平成27年1月、情報の提供方法が市ホームページ及び「農業委員会からのお知らせ」で公表している。

農地の権利移動等の状況把握については、調査対象権利移動等件数が471件、取りまとめ時期が平成27年3月、情報の提供方法は議事録に記載のうえ、ホームページで公表している。

次に農地基本台帳の整備、整備対象農地面積が690ヘクタール、整備方法はシステムにより整備、データ更新につきましては農地の所有権移転、相続等の届出、農地法の許可届出、農用地利用集積計画に基づく利用権の設定、その他補足調査を踏まえ更新しております。是正措置については特にございません。

次に4頁ですが、ここは農用地利用集積計画の決定でございます。1年間の処理件数ということで45件、うち決定が45件ということでございます。事実関係の確認ということで、実施状況は農用地利用集積計画の記載内容を確認するとともに、新規の利用権設定については、複数の農業委員及び事務職員で現地調査を実施しています。総会等での審議、関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議しています。審議結果等の公表、議事録に記載の上、市ホームページで公表しております。是正措置は特にございません。

次の5頁なんですけど、ここは今までお話してきました農地法第3条からのそれぞれの意見を頂いたときに、この欄に各農業関係者等からの意見がここに入ってくる

ような形でございます。

次に6頁をお開きいただきたいと思います。

の「法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価」についてですが、ここでは農業委員会が行う様々な業務の中で、法令事務となりました遊休農地に関する事項についての活動実績について評価を行うもので、本市についても、10月から農地の利用状況調査を実施し、平成26年度については、延べ実数31人で、農業委員さんに調査等を行っていただいているところです。

また、この項目の「評価」については、6頁の下段の、4の「評価の案」の欄に記載をさせていただいております。また、「この項目に対する農業者等からの意見」につきましては、次の7頁になります。

それでは、6頁をご覧ください。まず、1の現状及び課題でございます。まず現状ということで、これは平成26年4月現在の管内の農地面積でございます。まず面積が585ヘクタール、遊休農地面積が9.1ヘクタール、割合ですけれども、1.56パーセント、課題ということで、農地利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者等への指導徹底が必要ということでございます。

2番の平成26年度の目標及び実績ということで、まず目標で面積が1.44ヘクタール、実績ですけれども、0.5ヘクタール、達成状況が35パーセント。

次に3ですけれど、2番の目標の達成に向けた活動ということで、活動計画の農地の利用状況調査でございますけれども、調査実施時期については10月、調査員数は36人、調査結果を取りまとめた時期は10月～12月、方法につきましては、1として、管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を実施。2番として、調査重点区域を4地区に区切り、担当の農業委員を定めて調査する。遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り地図等に記録。3番、納税猶予特例適用農地を明確にして調査を実施する。遊休農地への指導については、農地法の改正により、入れておりません。

次に、活動実績ということで、農地の利用状況調査実施時期は10月、調査員数は実数で31名、調査結果の取りまとめ時期は11月～12月、調査方法につきましては、1番として、管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を実施した。2番として、調査重点区域を4地区に区切り、担当の農業委員を定めて現地調査を実施した。その結果、遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真、地図等に記録し、調査後遊休農地の判定審議を行った。3番として、納税猶予特例適用農地を明確にして調査を実施したということです。その他の取組状況ですけれども、毎月、農業委員による農地パトロールを実施です。

4の評価の案ですけれども、目標に対する評価の案ということで、目標は達成できず、耕作放棄地が慢性化しつつあるため、継続的な取り組みが必要である。活動に対する評価の案ということで、農業委員会による農地パトロールをはじめ、市農政課、

農協等による水田の草刈調査等の協力体制を図り、遊休農地の発生防止に努めた。

5、6につきましては、農業者等からの意見の欄でございます。

続きまして、資料の8頁をお開きいただきたいと思います。

番、「促進等事務に関する評価」についてですが、ここでは、評価を行う項目は3項目です。

ひとつ目は、「認定農業者等担い手の育成及び確保」について、そして、9頁からは「担い手への農地の利用集積」について、10頁からは「違反転用への適正な対応」についてです。

こちらにつきましても、農業委員会の活動が、外部内部を問わずはっきり見える活発な活動が求められていることから評価を行うもので、認定農業者・利用集積・違反転用の3つの取り組みについて、それぞれの目標数値や実績数値、また、各項目の活動評価につきまして、それぞれ記載をさせていただいたものとなっております。

それでは、8頁から10頁の記載内容について、ご説明いたします。

それでは、8頁をお開き下さい。(1)現状及び課題、これは平成26年4月現在ということで、農家数が670戸、うち主業農家が102戸、農業生産法人数が3法人、認定農業者が30経営です。

そして(2)平成26年度の目標及び実績、目標が認定農業者数が1経営体、実績は0でした。

(3)ですけれども、(2)の目標の達成に向けた活動ということで、活動計画ということで、認定農業者、関係機関との連携を図りながら、新規就農者や意欲ある農業者の掘り起こしを推進する。(随時)。そして活動実績については、認定農業候補者への働き掛けを行った。

(4)評価の案ですけど、目標に対する評価の案ということで、高齢化及び後継者不足により、地域農業の担い手の確保が困難であることから、当初の目標数を達成することができなかった。活動に対する評価の案ということで、認定候補者への地道な働き掛けが重要である。

(5)、(6)につきましては、農業関係者等からの意見が入るところでございます。

続きまして、9頁をご覧ください。2の担い手への農地の利用集積、現状及び課題ですけど、管内の農地面積ですが、585ヘクタール、これまでの集積面積が41.40ヘクタール、集積率が7.08、課題ということで、農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加が、農地の有効利用を図るうえで、課題となっています。

(2)平成26年度の目標及び実績ということで目標が4.8ヘクタール、実績が5.2ヘクタールで、達成状況が108.33パーセントでございます。

(3)ですけれども、目標の達成に向けた活動ということで、活動計画ですけれども、ホームページ等を活用し、利用集積事業制度の周知を行う(随時)、農業者へのアンケート結果を活用し、斡旋活動を行う(随時)、農地の相続取得に伴う届出者からの貸

付可能農地の情報をもとにアセスン活動を行う(随時)。そして、活動実績ですけれども、ホームページ及び「農業委員会からのお知らせ」で、農用地利用集積事業制度等の周知を図りました。

(4)で評価の案ですけれども、目標に対する評価の案、新規目標値を4.8ヘクタールと設定した結果、その目標値を達成することができた。また、利用期間が到来した農地については、3.8ヘクタールの更新をすることができた。活動に対する評価の案では、利用集積を進めるうえで、地域の農業委員の働きかけは重要な役割を果たしている、ということでございます。

(5)、(6)は農業者等からの意見を頂くところでございます。

次に、10頁をお開き下さい。違反転用への適正な対応ということで、現状及び課題、管内の農地面積は先程のものと同じですが、585ヘクタール、違反転用面積が1.64ヘクタール、割合ということで、0.28パーセント、課題ということで、違反転用事案については、農地の権利関係が既に農業者から事業者に移転されている場合が多いことなどから、是正が困難な事例が多い。また、相続による非農家の農地所有が増加し、農地法制度の認識不足による新たな違反転用の増加も懸念されるため、今後も農地法制度の啓発を継続していくことが重要である。

平成26年度の目標及び実績については、目標は0.16ヘクタール、実績については0でした。目標の達成に向けた活動ということで、計画では、小委員会における現地調査とともに違反転用パトロールを兼ねて行う(毎月1回)、市広報紙・ホームページに違反転用防止記事を掲載し啓発を行う(7月～9月)、農地違反転用対策委員会において必要な是正指導を行う(随時)。

活動実績では、7月の市広報紙及びホームページで、市民に対し農地転用違反防止の啓発を行った。違反転用者に対し、是正指導を行った。

(4)評価の案としては、目標に対する評価の案では、活動の更なる強化を図るには、限られたマンパワーの中で、効率的且つ効果的な活動方法について、検討することが必要である。活動に対する評価の案では、平成26年度は、違反転用目標面積の解消には至らなかったが、農地パトロールや啓発活動を実施したことで、違反転用事案の発生抑制に繋がっている。

(5)、(6)については、意見を記載する場所でございます。

それでは、続きまして、資料(別紙様式2)をご覧ください。

こちらは「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」でございます、この計画(案)は、「法令事務に関すること」と「促進等事務に関すること」の二つの項目でございます。

まず、1頁については、法令事務(遊休農地に関する措置)についてです。こちらについては、農地法の第30条の規定に基づき実施しております農地の利用状況調査に関する目標数値や活動計画について定めるものとなっております。

それでは、1頁の内容につきまして、ご説明いたします。

1頁をご覧ください。法令事務(遊休農地に関する措置)ということで、現状及び課題として、平成27年の3月現在ということで、管内の農地面積が521ヘクタール、遊休農地面積が2.3ヘクタール、割合が0.4パーセント、課題には、利用状況調査により新たに把握した遊休農地について、継続的な指導等に努めるとともに、遊休農地発生未然防止策として、所有者への啓発が必要です。

2番の平成27年度の目標案及び活動計画案について、目標案ですけれども、遊休農地の解消面積ということで0.5ヘクタール、目標案設定の考え方ですが、平成26年度の実績値と同数といたしました。活動計画ということで、農地の利用状況調査です、実施時期が10月、調査員数が36人、調査結果の取りまとめが10月~12月、調査方法が、1管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を実施。2調査区域を4地区に区切り、担当の農業委員を定めて調査する。遊休化している場合は、当該農地等の状況をさらに詳しく確認し、写真を撮り地図等に記録する。3納税猶予特例適用農地を明確にして調査を実施する。

3番については、意見を記載するところをごさいます、4番についても、意見等を踏まえて記載するところをごさいます。

続きまして、2頁から4頁にかけましては促進等事務に関するものとなっております。こちらについては、「認定農業者等担い手の育成及び確保」や「担い手への農地の利用集積」、また、「違反転用」についての活動に対する目標数値や活動計画を定めるものであります。

それでは、2頁から4頁まで、説明させていただきます。

まず、2頁をご覧ください。認定農業者等担い手の育成及び確保ということで、現状でございます、平成27年3月現在で、農家数667戸、うち主業農家102戸、農業生産法人数が3法人、認定農業者が30経営でございます。

(2)の平成27年度の目標案及び活動計画案です。目標案ということで、認定農業者1経営、目標設定の考え方として、新規の増加は難しいが、関係機関と連携を図り、当該の目標達成を目指す。活動計画案ということで、関係機関と連携を図りながら、新規就農者や意欲ある農業者の掘り起こしを推進する。

(3)、(4)につきましては、地域の農業者等の意見を記載する部分と、(4)については、それを踏まえ記載するところをごさいます。

続きまして、3頁をご覧ください。担い手への農地の利用集積でございますが、現状及び課題ということで、管内の農地面積521ヘクタールに対し、これまでの集積面積が38.2ヘクタール、集積率が7.33パーセントです。課題ということで、農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっております。

(2)の平成27年度の目標案及び活動計画案については、目標案では集積面積と

ということで、4.8ヘクタール、この考え方としては、ワン・スリー運動に合わせ、農業委員の皆さん一人当たり30アールの新規設定をもとに算出しております。そして、活動計画案でございますが、ホームページ等を活用し、利用集積事業制度の周知を行う。これは随時でございます。そして、農地の相続取得に伴う届出者からの貸付可能農地の情報をもとにアッセン活動を行うものでございます。随時でございます。

そして、(3)並びに(4)は、意見並びに意見をもとに計画をするものでございます。

なお、本案承認後、明日から30日間、市ホームページで農業者等から意見等の募集を行います。

本案につきましてのご説明は以上です。

よろしく願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小田桐委員長。

小田桐委員長 それでは、総合農政検討委員会の御報告をさせていただきます。

議案第25号『平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価(案)及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)』につきましては、本日、総合農政検討委員会を開催し、審議をしましたので、その経過と結果について、御報告いたします。

本案については、農林水産省が公表しています計画や方針に基づきまして、本市が、「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を昨年6月に策定し、農業委員会の活動として取り組んで参りました。

今回は、年度事業が終了いたしましたので、「平成26年度に行った活動に対する点検と評価」を行うものであります。

また、26年度の状況を踏まえて、「27年度の活動計画」を策定するものでございます。

それぞれの実績や評価、新たな計画目標案などについては、お手元に配布をしていただきました資料をご覧ください、平成26年度の全体の評価としては、特に各委員の皆様のご尽力によりまして、法令事務等の適正な判断と公平性の確保が図られたものと感じております。この場をお借りして感謝を申し上げます。

更には、平成27年度につきましても、新たな目標を設定し、本市委員会が一体となって、引き続き活動を推進いけるよう、お願いするものであります。

なお、26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価(案)6頁の下段、遊休農地への指導等に関連する項目の一部については、昨年、農地法が改正されましたので、当該事務が無くなったことにより空欄としております。

最後に、本案の策定につきましては、農業者等からの意見を、30日以上募集することになっております。ついては、本案を御承認いただきましたら、明日より意見募集をホームページですると共に、委員会ではその周知や意見募集方法の充実を求める

意見がございましたので、農業委員会における予算や事務局の業務状況を加味しながら、正副委員長と事務局とが別途協議をさせていただき、意見募集方法の充実を図りたいと考えております。

以上で、総合農政検討委員会における審議の結果について、ご報告を終わります。よろしく申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第25号について、原案のとおり意見募集することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第25号については、原案のとおり意見募集することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第11号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の8頁をご覧ください。

報告第11号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成27年5月25日報告

流山市農業委員長 高市 正義

斡旋依頼がありました土地は、流山市平和台五丁目の畑4筆、面積は503.61平方メートルで、今年の1月に開催されました農業委員会総会の議案第5号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いでご承認をいただきました方の農地で、議案案内図につきましては、8頁になりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、買取り希望価格につきましては、記載のとおりであり、今後、買取り申出から3か月後の6月8日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地の買取り申出についてのご報告は、以上の1件です。

よろしく願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第12号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の9頁をお開きください。

報告第12号

転用許可に伴う工事完了の報告について
農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。
平成27年5月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

報告の1番及び2番につきましては、昨年10月の総会で審議がなされ、昨年11月19日付けで、それぞれ許可となった案件であります。

この案件につきましては、4月3日に第3小委員会の委員の皆様にご確認をいただきました。

1番の案内図及び計画図につきましては、議案案内図の9・10頁に、2番の案内図及び計画図につきましては、議案案内図の11・12頁に、ございます。

今月の転用許可を伴う工事完了の報告は以上の2件です。

よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第13号「専決処理の報告について」報告を求めます。山崎次長。

山崎次長 議案書の11頁をご覧ください。

報告第13号

専決処理の報告について
流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。
平成27年5月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の農地法第4条の届出のご報告は2件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたし

ました。

次に、転用目的別につきましては、住宅用地が2件でした。

今月の4条届出の合計は、以上、2件、3筆、3,793平方メートルで、地目別の内訳では、畑が3筆、3,793平方メートルでした。

次に、議案書の11頁をお開きください。

2の、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月のご報告は25件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が24件、賃借が1件でした。

また、転用目的別では、住宅用地が21件、店舗、駐車場、事務所用地、認可保育所用地が各1件ございました。

今月の5条届出の合計は、以上、25件、237筆、81,223.71平方メートルで、地目別の内訳では、田が135筆、49,217平方メートル、畑が102筆、32,006.71平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成27年第5回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後5時25分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成27年5月25日

流山市農業委員会会長高市 正義.....

流山市農業委員会委員秋元 正.....

流山市農業委員会委員山崎 日出男.....